自宅 店舗 事務所 マンション共用部分 など

防犯対策補助金 受付中

購入費の2分の1（上限 3万円）まで
＊1,000 円未満切捨て

侵入盗被害を未然に防ぐための防犯機器等であるかどうかが補助対象の基準です

令和7年4月1日以降 に 防犯対策を実施した
住宅等の所有者、使用者、管理組合 が対象（1世帯（1つの住宅等）1回限り）
＊令和7年度に実施の同補助事業に申請された世帯は申請できません

補助対象品目

家庭用防犯カメラ（屋外用）

カメラ付きインターフォン

防犯性能の高い錠または補助錠

防犯フィルム・面格子

防犯砂利

ダミーカメラ

その他、侵入犯罪の未然防止に有用な防犯機器

＊リース、ホームセキュリティの初期費用も対象（維持管理費は対象外）

申請方法 郵送、窓口、または電子申請

必要書類 領収書（宛名が申請者と一致のこと）・申請書（窓口または HP からダウンロード）

申請期間 令和8年5月1日～令和8年12月28日
（但し、予算額に達した場合は受付期間中でも終了）

申請・お問い合わせ ＊補助対象か不明の場合は購入前にお問い合わせください。

小金井市役所 地域安全課
〒184－8504 小金井市本町6－6－3
専用ダイヤル☎ 042－385－6560（午前9時～午後5時）土日祝日を除く

詳細はこちら

補助対象となるか購入前にご確認ください

＊判断に迷う場合には地域安全課にお問い合わせください。

補助対象

期　間	令和7年4月1日～令和8年12月28日の期間内に購入設置した防犯機器等が対象
品　目	●侵入盗被害を未然に防ぐための防犯機器等（店舗・通信販売会社から購入＊個人からは不可） ●工事取付費および流用可能な配線等材料費は、業者が工事等を行った場合のみ対象 ●リース、レンタル、ホームセキュリティは、初期費用のみ対象（月額等の維持管理費は対象外） ＊判断に迷う場合は購入前に 042-385-6560 地域安全課までお問い合わせください。
対象者	●市民で、自ら居住する住宅に設置する方。または市内のマンション、店舗、事務所の所有者、使用者、管理組合（マンションの所有者や管理組合が申請の場合は共用部分のみ対象） ＊1世帯（1つの住宅等）につき1回限りの申請 ＊令和7年度に実施の同補助事業に申請された世帯は申請できません。

補助の流れ

購　入

令和7年4月1日～令和8年12月28日の期間内に発行の領収書を用意

●店舗（指定の店舗はありません）　●通信販売（インターネット含む）　＊個人、オークション・フリマサイト不可（業者を含む）

購入費の2分の1（上限 30,000 円まで）＊1,000 円未満切り捨て

申　請（申請方法は3通り）

令和8年5月1日～令和8年12月28日　申請書は地域安全課窓口またはホームページから

申請方法	手　続　き	提　出　先
窓　　口	申請書に必要事項を記入・領収書を添付したものを持参	小金井市役所 本庁舎1階 地域安全課 窓口 土日祝を除く 平日9:00～17:00 （令和8年12月28日17:00締切）
郵　　送	申請書に必要事項を記入・領収書を添付し郵送	〒184-8504 小金井市役所 地域安全課 （令和8年12月28日消印有効）
電子申請	右の二次元コードもしくは HP の URL より必要事項入力し領収書を写真またはデータで添付	（令和8年12月28日23:59締切）

審　査

提出書類に不備がある場合など状況によって審査が遅れることがあります。

補助対象外のものが含まれている場合などは、再申請・不決定となる場合があります。

対象外の具体例　機能を拡張する機器（追加モニター等）、ポイントによる値引き分、保証料など

決定・請求

市より「補助金交付決定通知書」が届いたら、同封されている請求書をお送りください。

支　給

審査で提出書類に不備等がなければ3か月程度で、指定の口座に補助金額を振り込みます。